

令和2年 (H31年1月～R元年12月分) 所得税確定申告 日程表 (村県民税・国民健康保険税申告)

申告会場 南阿蘇村役場 2階 大会議室

申告受付時間 午前8時30分～11時30分／午後1時～4時

税理士無料相談日を3月3日(火)～6日(金)の4日間設けておりますので、ぜひご利用ください。

月日	曜日	指定地区名
2月17日	月	第一駐在・第六駐在
2月18日	火	第三駐在・第九駐在
2月19日	水	第四駐在
2月20日	木	第五駐在
2月21日	金	第八駐在
2月25日	火	第二駐在、第七駐在
2月26日	水	喜多・乙ヶ瀬
2月27日	木	下田・栃木
2月28日	金	東下田・袴野・赤瀬
3月2日	月	下野・沢津野
3月3日	火	立野・立野駅 (税理士無料相談日)
3月4日	水	黒川・新所・加勢 (税理士無料相談日)
3月5日	木	長野・川後田 (税理士無料相談日)
3月6日	金	中松三 (税理士無料相談日)
3月9日	月	白川西・吉田一
3月10日	火	両併二・一関一
3月11日	水	一関二・吉田三
3月12日	木	両併一・白川東
3月13日	金	中松一・吉田二
3月16日	月	中松二・両併三

下記の人も申告が必要となりますので、必ず申告においでください。

- 1 大学生、専門学生、専業主婦、病気等で働けなかったなど無収入の方
- 2 遺族年金、障害年金受給者の方
- 3 専従者給与の方や配偶者・扶養控除の該当の方で、所得証明書が必要な方
- 4 年金400万円以下の年金受給者の方も**住民税申告**はしなければなりません！

【申告しないと…】

下記の手続きなどに影響する場合があります。

国民健康保険料の軽減判定、介護保険料、後期高齢保険料、保育料の算定、公営住宅入居の申込み、国民年金免除申請、扶養認定など、軽減等を受けられない場合や、所得証明や課税証明書が、未申告として発行されます。

【お願い】

※昨年、利用者識別番号を取得された方は、確定申告時に必ず、「電子申告・納税等に係る利用者識別番号等の通知書」を持参いただけますようお願いいたします。

なお、まだ取得されていない方は、申告当日取得も可能です。

利用者識別番号を取得されると、添付資料が不要になったり、還付金が2週間程で戻ってきたりと大変便利です。

午前中は指定地区の人で大変混雑しますので、指定日の人が優先となります！
指定日に来られない方は、**午後から申告ができます。**ご協力お願いします。